

# 札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱

〔平成 24 年 4 月 1 日〕  
〔保健福祉局長決裁〕

最近改正 令和 4 年 1 月 27 日

## 1 目的

この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条、札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 55 号）、札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年札幌市条例第 56 号）、札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 67 号）、札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 68 号）、札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 69 号）、札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 8 号）、札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年条例第 9 号）、札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）並びに札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 2 月 3 日保健福祉局長決裁）に基づき、指定介護保険事業者、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 3 月 21 日保健福祉局長決裁）に定める指定第 1 号事業者のうち指定訪問介護相当型サービス事業者、指定通所型サービス事業者及び札幌市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成 29 年 5 月 10 日保健福祉局長決裁）に定める介護予防ケアマネジメントの委託を受けた地域包括支援センターの設置者（以下「事業者等」という。）から介護サービス提供中等に発生した事故について速やかに札幌市に報告が行われ、再発防止に資することを目的とする。

## 2 報告を求める事故等

### (1) 利用者処遇に関するもの

- ア 死亡事故（病気によるものを除く。）
- イ 虐待
- ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
- エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関（施設の勤務医、配置医を含む）に受診したものの）
- オ 誤飲・異食・誤嚥、誤薬
- カ 医療処置関連（チューブ抜去等）
- キ 不法行為
- ク 無断外出（見つかった場合）
- ケ その他（送迎中の事故等）

### (2) 施設・事業所及び役職員に関するもの

- ア 不適切な会計処理
- イ 不法行為等

### (3) その他

- ア 事件報道が行われた場合
- イ その他必要と認められる場合

## 3 報告対象者

札幌市内に所在する介護保険施設、介護保険事業所、訪問介護相当型サービス事業所及び通所型サービス事業所及び介護予防ケアマネジメントの委託を受けた地域包括支援センター

## 4 報告事項等

### (1) 報告

- ア 事業者等は、2に定める事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、札幌市に対して、第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後遅くとも5日以内を目安に報告を行うものとする。

イ 事業所等は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(2) 報告事項

事業者等は、別表に定めるところにより、札幌市に報告を行うものとする。

**附 則**

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。

## 別表

	報告対象事業	報告事項	提出書類
①	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設	(1) 事故状況 (2) 事業所の概要 (3) 対象者 (4) 事故の概要 (5) 事故発生時の対応 (6) 事故発生後の状況 (7) 事故の原因分析 (8) 再発防止策 (9) その他特記すべき事項	(1) 事故報告書（様式） (2) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内事故報告書</li> </ul>
②	指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、指定訪問介護相当型サービス、指定通所型サービス、指定介護予防支援	(1) 事故状況 (2) 事業所の概要 (3) 対象者 (4) 事故の概要 (5) 事故発生時の対応 (6) 事故発生後の状況 (7) 事故の原因分析 (8) 再発防止策 (9) その他特記すべき事項	(1) 事故報告書（様式） (2) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内事故報告書</li> <li>介護記録（事故発生から医療機関受診後までの記録）</li> </ul>

【備考】 上表の提出書類の欄に定める書類のほか、必要に応じて他の書類の提出を求めることがある。